

●パネルディスカッション

「貧困」に地域はどう取り組むのか
—ローカルレベルでの貧困対策の可能性—

〈パネリスト〉 武 田 公 子 氏*1

駒 宮 博 男 氏*2

高 木 博 史*3

〈コーディネーター〉 竹 内 治 彦*4

竹内 それではシンポジウムを始めさせていた
だきたいと思います。私はコーディネーター
を担当させていただきます竹内です。

武田先生からお話がありましたのは主に
ドイツの事例だったのですが、日本でも似
たような動きというのが少しは始まってい
まして、ハローワークの業務の地方移管と
いうのは根本的には決まっている。それが
具体的にはどう進んでいくのかというところ
ですけれども、岐阜県では大垣市と岐阜
市と高山のところで行われていますし、大
垣にも2ヵ所ハローワークと連携した窓口
などが設けられておりますが、お話にあっ
たような分業体制とかが決まっているわけ
ではないと思います。それから、あとで駒
宮さんのほうからお話しいただきますよう
なパーソナルサポート事業を県でも行っ
たりしているというような状況です。

そこで、今のお話を受けつつ日本の状況
を考えていくということで、まず本学の高
木さんから、生活困窮者支援のこれからと
いうことで、生活困窮者自立支援法の日本
の状況について説明をしてもらいたいと思
います。よろしくお願いいたします。

生活困窮者支援のこれから

高木 岐阜経済大学の高木と申します。よろし
くお願いいたします。

日本でも新しい生活困窮者支援の動きと
いうことで、生活困窮者自立支援法という
のが成立したわけです。この法律は来年の
4月から施行予定なのですが、私のほうか
らは、新しい生活困窮者支援のこれからと
いうテーマで、簡単にこの法律の背景や今
後の課題などについてお話をさせていただ
こうと思います。

この法律は、いろいろあるかと思いますが、やはり法律をつくるときにはそれなり
に大義名分のようなものが必要なのだらう
とは思うのです。私も県外で生活困窮者支
援のNPOをやっておりますが、そういう私
たちにとっても、どちらかというと、あっ
急に出てきたなというような印象を受けた
法律だったのです。

というのは、お笑い芸人の次長課長の河
本準一さんという方がいらっしゃるのです
が、この方の親族、お母さんにあたる方
ですが、この方が生活保護を受けていたとい
うようなことをきっかけに、2009年に生活

*1 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授
*2 特定非営利活動法人ぎふNPOセンター理事長
*3 岐阜経済大学経済学部准教授
*4 岐阜経済大学副学長・地域連携推進センター長

保護制度というものはどうなんだというような議論が日本中に巻き起こった。こちらへんが何となくこの法律の背景にあるのではないかとちょっと思えるところなのです。

当時この方は2,000万ぐらいの収入を得ていたとかいろんな報道もされておりますけれども、芸能人で2,000万もらってれば扶養はできるのではないかというような話があって、生活保護受給者に対するバッシングというのが非常に行われるようになってきたということです。世の中の風潮として、不正受給を許してはいけないというような風潮が出てきて、それに呼応するかのよう生活保護見直しの議論というのが活発化してきたというような状況があります。

そうはいうのですが、では不正受給が日本でどのくらいあるのかというと、平成19年から23年までのデータが出ています。生活保護の総額というのは3兆3,000億円ぐらいなのですが、不正受給の額というのは大体0.4%ぐらいだろうといわれているのです。これは今もそう大きくは変わっていないだろうといわれます。件数にしても2%弱ぐらいのものだというのは、不正受給というのが国会で議論になりまして、目の敵にされたという背景もあるということで、そういう背景をきっかけに生活保護制度改革というのが始まりました。

まずこの生活困窮者自立支援法が成立する前に、生活保護基準の引き下げが行われることが決まりまして、2013年から3年間で平均6.5%の引き下げで、最大10%を引き下げる。もうこれは決まっているようなものなのです。最大10%削減したらどのくらいになるかというと、約670億円の削減になるだろうといわれております。実は2003年に0.9%、2004年に0.2%というように、戦後の生活保護制度のなかで引き下げというのは多少はあったのですが、今回のような10%というのはけたが違うぐらい大きな引き下げです。現行制度が始まって過去最大の下げ幅ということになっております。

この引き下げのあとに生活保護法の改正というのが出てきます。これは2013年の12月、昨年12月なのですが、まず申請手続きの煩雑化。これまでは福祉事務所で「生活保護の申請書類をください。私は申請したいのです」と言えば申請ができたものなのですが、書類をそろえないと申請させませんというようなことを法律にわざわざ明記するような状況になりました。運用は変わらないという国会答弁等もありましたけれども、実際には非常に厳しい運用がなされるだろう、条文にそういうことが明記されることになったということになります。

それから福祉事務所の扶養に関する調査権限の強化です。これまでは扶養できませんというようなことを言えばよかったのですが、福祉事務所が「お宅の職業は何ですか。公務員ですか。公務員だったら扶養できるんじゃないですか」みたいなことまで調べることができるようになった。

ほかにもいろいろあって、例えばジェネリック医薬品にしろさいというように使用を促進するというようなこと。ジェネリック医薬品というのは、主成分は同じなのですが、その他の成分は違うものもあるわけですね。そのために必ずしも安全性が担保されているかどうかというのは疑問のあるところなのですが、生活保護受給者は医療費がかさんでいるからこちらにしろさいというようにことだとかいろいろあるのですが、この生活保護法の一部を改正する法律とセットで出てきたのが生活困窮者自立支援法だったということです。

この生活困窮者自立支援法の財源というのは約670億円だといわれていますが、先ほどの生活保護基準を引き下げた670億円をそちらに回そうといわれているというような状況なのです。

こういった背景をもつ生活困窮者自立支援法なのですが、この法律の評価については、例えば反貧困団体、運動団体といわれるようななかでも評価が分かれております。

派遣村の村長をされていた湯浅誠さんなどはこの法律を推進されてきたところですし、私はどちらかといえばやや批判的な見方をしていたところもあるのですが、どういった法律かというのをもう少し説明させていただきます。

目的というのは、この法律は生活困窮者自立相談支援事業重視、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするというようなものです。いくつか事業があるのですが、自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給というのを必須事業として位置づけております。特徴的なのは、いわゆるワンストップ型といわれる、あっちへ行ってください、こっちへ行ってくださいというふうに、生活困窮に陥ると、いろいろと縦割りの行政のなかで役所をたらい回しにされるというような、そういった窓口を一本化して、かつ生活の拠点となる住居を借りるために給付金を支給するという点は、これまでにない新たな生活困窮者支援施策として意義があるものではないかと思うところ です。

そうなのですがいろいろ課題もあるというところで、どういった課題があるかというところ、私は4つほどあるのではないかと思います。必須事業というのが自立相談支援事業と住居確保給付金の支給のみであり、あとは任意事業なので、各自治体の運用と裁量によるものなのですね。やってもやらなくてもいい事業だということです。

もう一つは、自立相談支援事業には民間の営利事業者も参入が可能である。例えばすでに行われているパーソナルサポート事業、生活困窮者自立促進モデル事業ということをやっているなかには、実は派遣会社もあるのです。例えば大阪の吹田市では、テンプスタッフという派遣大手の会社がこのパーソナルサポート事業を担っている。派遣切りにあって生活困窮になってしまったので相談に行ったら、派遣会社のスタッフが相談に乗ってくれたというようなこと

が現実ですでに起こっているということも考えられるのではないかと。そういう意味では、生活困窮者支援という意味で、公的責任とか専門性とかという点から本当にこれでどうなのかということはいえるのではないかと。

あとは中間的就労の認定。中間的就労というのは、いわばちょっとボランティア、あるいは有償ボランティアをしてみる。震災のあとにボランティア活動をやる人が増えたとかいったことがありましたが、自分探しというような話も含めて、就労意欲というところまで結びつかなくても、何となく活動する間に生活に対する意欲が出てくるということは確かにあり得るだろう。ただ、この中間的就労というのは労働基準法の適用を受けない就労であるということで、生活保護法とうまく融合していなければ、そういった方々が劣悪な労働条件、例えば1時間300円で働いてくれよみたいな話になってしまうという懸念もあるだろう。

全体としては、就労について、働け働けというようなことに非常にシフトしている法律ではないか。現実には就労が難しい人たち、例えば発達障害を抱えていたりとかメンタルの問題をもっていたりとかすると就労は難しい。これは身体的には動かないとかいうわけではないかもしれないのですが、人間関係をうまくつづけれないような場合は、やはり就労というのが難しい状況に置かれるわけです。そういう方たちが、この法律によって、生活保護法では受け入れられない、だから自立支援法のほうに行ってくれよ、あっちでお願いみたいな感じで言われて、でもうまくそこで働けないといったら、法の狭間になる層を多量に生み出すような懸念があるのではないかと。

この4月には自立支援法が施行される状況にあるのですが、実はまだ生活保護パッシングが継続されているような動きがあった、最近では全国の自治体に設置されている生活保護ホットラインというのがあるの

です。生活保護ホットラインと聞いて皆さんはどういう印象を受けるかといったら、生活保護の人は困ったらここに電話すればいいんだなと思われる方も多いと思うのですが、そうではなくて、これは実は生活保護運営適正化ホットラインなのです。

どんなことか。例えば、さいたま市がインターネットで公開していたピラを入手しました。私はよくインターネットを見ておりまして、そこからダウンロードして入手したのですが、「次のような情報をお寄せください。生活保護ホットラインを設置しました」と書いてあって、収入を得ているのに区役所へ報告していないのではないかとか、財産を隠して生活保護を受給しているのではないかとか、暴力団員なのに生活保護を受給しているのではないかとか、生活保護を受けている人を安アパートに住ませて生活保護費をピンハネしている貧困ビジネスではないかとか、こういうことを通報させるためのホットラインだということ、生活保護ホットラインといいながら実は生活保護受給者監視ホットラインだったという話があるのです。

人権を無視したこのようなピラに対して、私たちは県外ではあるのですが、ちょっと抗議声明を出したりもしました。こういう動きがさいたま市、福岡市、寝屋川市、京都とか大阪とか北海道とかにも波及しているようなところなのです。

抗議声明を出したので、このピラ自体は撤回されたのですが、私がこの事実を皆さんに伝えておきたいというのは、パチンコやギャンブルを行っている生活保護受給者を通報させる目的で、例えば兵庫県小野市というところでは、小野市福祉給付制度適正化条例という条例をつくったりとかいうことで、市民による不正受給の通報を目的とする監視社会が到来してきているのではないかというようなことが懸念されます。

支援するということは自立の助長であると生活保護法の目的の第1条に書いてある

わけで、生活保護の積極的な活用を選択肢とするような発想の転換が必要なのではないか。生活困窮者自立支援法というのは、基本的には生活保護にならないように、つまり予防的発想から始まっているものなのですが、そうではなくて、一つ、この生活保護を活用して生活保護からの脱却を図るというような視点も必要なのではないかと感じているところです。そうでなければ、実態に反して必要以上に就労を強制したり、あるいはスティグマといいますか、非常に差別・偏見をあおってしまったたり、法の狭間といわれる人々を増加させるのではないかとということです。

生存権というのは権利であって、命や暮らしを守ることについて、支援者の役割であったり、公的な責任あるいは役割を明確にさせていくという問題意識が必要なのではないかと思います。

簡単に生活困窮者自立支援法の背景と課題についてお話をさせていただきました。

竹内 ありがとうございます。

高木さんには生活困窮者自立支援法についての説明をお願いしたのですが、批判も交えてということでのお話でした。今日はおそらく生活困窮者自立支援法という言葉自体を初めて聞くという方も多いと思いますので、わかりにくい部分も多かったかと思います。そこはこのあとの駒宮さんにも補っていただくとして、高木さんの発言はおそらくこういうことだったのではないかと思います。

つまり働ける人は働けばいいわけです。失職した人もハローワークに行っても就職できればそれでいいわけですが、世の中には長期失業でなかなか職に就けない人もいるわけです。そういった方々に対しては、生活支援と就職支援を一体的に進めていく必要があるのではないかという声があって、そういう就業の困難な人たちに対してより手厚くサポートしていこうという発想で、

パーソナルサポート事業が始まったというように認識しています。

長期失業者、就職・就業困難者に対する支援は、国の画一的なかたちよりも、地域の実情に合わせてやっていったらどうかということで、数年前に、先ほど高木さんからお話があった湯浅さんたちが言い始めて、それに手を挙げた県が全国で5つぐらいあった。そのうちの一つが岐阜県で、岐阜県でパーソナルサポート事業というのが始まり、その事業を実際に担当されていらっしゃるのが駒宮さんのNPOセンターであるわけです。

そこで、駒宮さんから少し生活困窮者自立支援法のご説明をいただいて、そのあとに話を広げていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

支援の現場から見える

生活困窮者の実態と課題

駒宮 駒宮と申します。よろしくお願ひいたします。

高木先生のほうから悪名高い生活困窮者自立支援法っぽい話がありました。実は、われわれは今年で3年目なのですが、岐阜県としては4年目なのです。1年目は誰がやっていたかということ、パソナさんがやっていました。そこらへんはいろいろな紆余曲折がございまして、われわれがやることになったということです。

今日はまずどういう方が対象になるかというお話をさせていただこうと思います。ここに経済的困窮者+社会的孤立者とあります。本当は「社会的孤立者」という言葉を法律の文言に入れたかったのですが、なかなか入れることができなかったという経緯がございまして。社会的孤立者というのは、簡単にいうと、ひきこもりの方とか孤立無業者という方がいますが、そういう方々も含めて生活に困窮している方ということです。ほとんどの場合、複合的でかなり絡み

合った課題をもっていらっしゃいます。ですから行政には非常に処理が難しい方々です。と申しますのは、行政というのは完全に縦割りになってしまっておりますので、そこに何とか横ぐしを刺さないと問題解決に至らないという方々が非常に多ございます。

次が非常に問題なのですが、ほとんどの場合、困窮に陥ったのは自己責任だと思っているのです。これは、今日時間があたらちょっとお話しさせていただこうと思いますが、アメリカなども猛烈な格差社会になっています。アメリカの格差社会というのは、ものすごい金持ちの1%とそうでない99%なのですが、日本は意外とグラデーションになっているのです。困窮している人たちは自己責任だと思っているし、その人たちを非難しているのは、実は超お金持ちではなくて、一般の人たちがその人たちを非難しているというすごく嫌らしい構造があると思います。そこらへんが非常に問題かと思ひます。

厚労省がつくった資料をご覧くださいなのですが、丸の部分にいろいろな課題があります。左のほうは、どういう方々かということで一応数字まで載っておりますが、こういう方々が生活困窮者である、複合的なイメージを図示するとこんな感じになるということです。

ここからは、平成23年4月から24年2月ごろまでわれわれが実際に現場で支援させていただいた方々のデータです。

まず人数と年代です。これからのグラフはすべて上が人数、下がパーセンテージです。ざっくり言ってしまうと、大体40代、30代、50代、20代ぐらいの方が多いということです。

ちょっと見ていただきたいのは下のグラフなのですが、中卒という方々がものすごく多いのです。この中卒のなかには高校中退の方も入っていらっしゃいます。私も実は今年で60になってしまったのですが、60

以上の方々で中卒の方が多いのはオーケーなのです。ところが、30代、40代、50代の方でもかなり中卒の方がいらっしやるということです。

年代とさまざまな因子を調べたものです。これも私はデータを取っていて驚いてしまったのですが、結婚している方が非常に少ないのです。40代では未婚の方が50%ぐらい、それから離死別の方も15%ぐらい、結婚して夫婦で住んでいるという方は20%ぐらいしかないのです。もちろん若年層はさらにそういう状況になっております。要するに結婚できないということですね。

続きまして精神疾患です。30代の44%の方が何らかの精神疾患をもっているという方なのですが、このデータは一応お医者様の確定診断をもらっている方だけを入れておりますので、間違いなく精神疾患をもっているという方なのですが、これだけの方が精神疾患をもっているというということです。

それから生活困窮です。生活困窮はそんなに年代のばらつきはございませんが、大体30%ぐらいの方が生活に困られているということです。

続きまして家族問題です。家族問題もそんなに年齢との対比はございませんが、大体こんな感じで分布しております。

続いてひきこもりです。ひきこもりも年代の分布はわりかし平たい。ここで70の方のひきこもりというのがすごく多いのですが、これは、70以上の方がひきこもっているのではなくて、ひきこもりという主訴をもっている方なのです。どうということかという、息子さん、娘さんがひきこもりであって相談しにきた方がたくさんいらっしやるということです。

続きまして学歴と問題群の相関です。これも私はグラフをつくって驚いてしまったのですが、精神疾患の分布は高学歴になればなるほど高くなるのですね。

続きまして生活困窮です。生活困窮も、

今までの学歴神話からすれば、学歴が高くなればなるほど困窮に陥らないということが当たり前だったのですが、おそらく精神疾患のために高学歴でも困窮されている方がいらっしやるということです。

これは学歴と既婚となのですが、これはそんなに大きな相関はございません。

これもまた嫌なグラフなのですが、中卒の方と大卒、院卒の方が就労問題を同レベルで抱えているという方です。これはたぶんさっきの精神疾患が原因ではないかと考えております。

これは学歴と家族問題です。これも若干ですが、高学歴の方のほうがもっているという方です。

これも若干なのですが、学歴が高いとひきこもりの方が多いかもしれません。

次は、今日話題になっております生活保護との関係なのですが、最狭義の生活困窮者がどのくらいいるか。このグラフで、ここが初回にいらっしやる時にそもそも生活保護を受給されていた方です。ここは申請されていた方。ここは生活保護の窓口に行ったけれど受給に至らなかった方。この相談なしという方は、そもそも生活保護という制度を知らないとか、相談窓口に行ったことがないけれども、われわれとの情報共有によって、この人はたぶん生活保護ではないかなという方です。そういう方々は積極的に生活保護の窓口にお連れして、実はかなりの方々が受給に入っているのです。ですから、生活困窮者自立支援法をやりますと、もしかすると被生活保護者が増える可能性もあると考えております。

これは先ほど冒頭でお話いたしましたのですが、こういうふうに分けをしてはいけませんが、ここは間違いなく経済的に困窮している方、それ以外の方は主に社会的に孤立している方ではないかと考えております。

続きましてどういう支援をしているかという支援の流れですが、まず正確な情報収

集をしないと支援ができないということです。冒頭にお話ししましたように、私どものところに来る方々はかなり複合的で複雑な悩みを抱えていらっしゃるのです、ご自分でもその悩みが構造化されていない方が大多数です。そういう方々の悩みを一つひとつお聞きして、いったいそれがどういう構造になっているのか、本当の主原因は何なのかというようなことをアセスメントしていく。そのアセスメントにしたがってプランを作成して、プランに基づく支援をして評価しましょうというふうなスタイルです。

ただ、今までのいわゆる「支援」とまったく違う部分は何かと申しますと、基本的に絶対にどういう方が来ててもわれわれは拒否しないということ、もう一つは、最後までどんなことがあっても見捨てないということを基本的な志としてやっております。

これは利用者が抱える課題の階層化なのです。ここがいわゆる主訴といわれているもので、例えば経済的に困られているとか、社会的に孤立しているとか、就労問題を抱えているとかいうことがございます。ただ、それだけを問題にすると、結局、解決法というのは、緊急支援とか制度利用とか社会的居場所とかになるのですが、いってみればそれは技術的な解決なのです。実はこの主訴を生み出してしまうもう少し違う問題がございまして、それはやはり心理的なアプローチとかいうようなことが必要になるということです。ここがインテーク領域です。

われわれはNPOですから、NPOはもっと深堀りして、深層的な課題もちゃんと追求するのが使命ではないかなと思っておりまして、これも、もし時間があったらお話ししようと思っておりますが、基本的にはやはりグローバリズムが格差社会と環境破壊を生み出したのではないかというような議論もNPOの内部ではしております。

これは厚労省の資料で「多様な支援のイメージ」と書いてあります。ここからが今

日の主題になるのかもしれませんが、この施策をやるためには、たぶん地域のありとあらゆるリソースを徹底的に使わないとできないのです。今までの制度のなかでの支援というのは基本的にフォーマルな支援なのですが、地域の資源を使ってどこまでインフォーマルな支援ができるかというのが非常に大きなかぎだと思えます。

具体例をちょっとお話ししますと、ある市に、雇い止めにあった子どもが1人いる若い夫婦がいらっしゃいました。この人たちは寮に住んでいたために住むところが無い。車中泊を何回かやったのです。そういう方が市役所に来て、そこの市は非常に素晴らしい市だったのだけれども、今日泊まる場所を制度上はなかなか用意できなかった。あげくどうしたかといいますと、課長さんが自分の自宅に泊めたのです。これは明らかにインフォーマルな支援で、そのあと、実は私どもがやっているNPOの共同事務所が夜空いているので、そこに3泊ぐらいしてもらった。これもインフォーマルな支援ですね。だから、そういうインフォーマルな支援ができるような地域がつけると何とかこの法律が進むのではないかと考えておりますが、非常に難しい課題だと思います。

これは支援の量と社会的孤立の自立の過程と書いてございます。こういう支援をしようと思っておりますという話なのですが、これが実は支援の量なのです。こちらが社会的自立の過程です。最初のこのポイントに徹底的に力を入れて緊急の問題を解決する。そもそも私どものところにいらっしゃる方はいろいろな相談窓口を経て来る方が多ございまして、多くの相談窓口では、自分を否定されたり、自分の言動を否定されたり、行動を否定されたり、あげく自分の存在まで否定するようなことを言われた方が多ございまして、なかなかわれわれ支援者を信頼してくれないのです。でも、ここで徹底的にエネルギーを投下すると何

とか信頼してくださる。信頼してくれれば、お互いに力を出し合って問題の解決になる。

このポイント、ポイントで実際にどういうふうにご利用の方が言っているかというのと、まず「話を聞いてくれた」と言うのです。これは裏返すと、今までの相談窓口では話を聞いてくれなかったということです。続いて「ここには居場所と仲間がいた」というのは非常に重要なポイントです。最後に「役立ち感をくれた。小さな仕事でも、とにかく社会に参加する機会を与えてくれた」と、こういうふうな過程を経て少しずつ自立に向かっていくということです。ただ、こういうふう理想的にいく方はそんなに多いというわけではございません。

これまでにどれだけの方を支援したかということですが、現状で大体1,300人ぐらいの方を支援しております。延べ支援からすれば、ここに8,000回と書いてありますが、実はもう1万回を超えております。

来年からではどれだけ規模でやるのだろうかという話なのですが、3年弱でこのくらいなのです。ということは1年で400人から500人なのですが、最狭義といわれている対象者の方だけでも県内に2,400人いらっしゃいます。あとは生保受給者で就労支援が必要な方は2,600人ぐらいいらっしゃるだろう。全部で5,000人ぐらいの方がいらっしゃるのですね。ですから、今のモデル事業の規模の最低でも10倍ぐらいになる。

冒頭、生活困窮者の方は4分の1とか3分の1とかいう話もありましたが、今われわれが年間で400人、500人の方々を支援しているだけでも本当に大変なのですね。ですから、これが10倍規模になったらどうなるのだろうか、あるいは4分の1の方を支援しなければいけないとなるとどうなってしまうのだろうかとか大変心配しております。とりえずこんなところで終わります。

竹内 ありがとうございます。

あとでパネリストの皆さんから地域とい

うことにふれてお話をいただくのですが、その前に、深層的な課題の追求がNPOの使命だと駒宮さんがおっしゃられていたことについて、たくさんの資料をご準備いただいておりますので、そのことについて5分程度でお話をお願いできればと思います。

駒宮 いろいろな方がいろいろなことをお話しいただいているのですが、私どもとしましては、究極の問題はこのへんにあるのではないかなと思っているのです。アベノミクスの安倍さんもオバマさんも大変苦しんでいるし、世界中の首脳の方はみんな苦しんでいるのですね。私は、極端にいうと国民国家というものが相対的にどんどん価値を失ってきているのではないかとも思っているのですが、やはりグローバルにこういう問題がどんどん広まってしまったというのが実は非常に大きな問題ではないかと思っております。

5分ということなので簡単にお話ししますと、これは実はアメリカの現状で、所得上位1%の方がどれだけ所得を占有しているかということなのですが、これは第1次大戦あたりの状況になっているのです。大変な状態です。有名な経済学者のスティグリッツさんは「1%の、1%による、1%のための政治をやっているのではないか」とおっしゃっています。

ではアメリカの格差社会が実際どうなっているかという、これはもっと嫌な数字で、アメリカではもう7人に1人の方が食料配給切符で暮らしているのです。国家がどれだけお金を使っているかという、日本円に換算すると8兆円ぐらい使っているわけです。人数は4,600万人いらっしゃる。7人に1人です。今日お越しいただいている方が何人いらっしゃるかわかりませんが、50人とすると、このなかで大体7人ぐらいの方は食料配給切符で暮らしているという社会がアメリカだということです。とても大変なことだと思います。

日本はどうかという話もちよっとさせて
 いただきたいのですが、これが実は日本の
 所得の構造で、ちょっと古いのですが、1999
 年と2009年のデータです。ここでちょっと
 山がありますが、これは山があるのではな
 くて、ここから左は100万円単位なのです
 が、こちらは500万円単位になっているので
 山があるだけです。こちらへんが100人以上
 の民間の平均収入です。私は皮肉っぽい人
 間なので、ここに公務員の平均年収とい
 うのを書きましたが、こんな感じになって
 いるということです。

実はここがワーキングプアの方です。こ
 の方を非難しているのはこの人たちなの
 ですね。この人たちというのは実は政策決定
 者層なのですが、この人たちは意外と無関
 心なのです。選挙がありますが、残念なが
 ら選挙で意識する階層というのはここなの
 ですね。ですから、この人たちの代弁者は
 いったい誰なのだろうかという大問題がご
 ざいまして、日本のこの格差社会という
 はかなり嫌らしい構造になっているとい
 うことではないかなと思います。そんなと
 ころです。

竹内 ありがとうございます。

今日は「貧困に地域はどうとりくむのか」
 というタイトルですが、ここまでのお話は、
 生活保護と就業支援を一体的にサービスす
 ること、あるいは国から地方への権限委譲
 というような話がメインでした。それは役
 所がちゃんとやってくればいいのだとい
 うことで、地域はあまり出てこなかったよ
 うに思うのですが、最後に、その地域とい
 う部分について、いや、これは地域の問題
 なのですよというところを一言ずつ頂戴し
 たいと思います。

では、岐阜県ではどういった人がこの
 課題にあがってくるだろうかという話のな
 かで、都市部ではなくて中山間地を想定し
 てみると、例えばご両親の介護のために仕
 事を辞めて戻ってきて、あまり地域と交流

のないまま働かないでひっそりと住み続け
 ているという人が地域にいらっしゃるの
 ではないか。しかし、地域のなかでそうい
 った方々が見えにくくなっているというよ
 うな課題もあると思うのですが、地域と
 のかわりということで武田先生から一言ず
 つお願いします。

武田 先ほど駒宮さんのご報告を聞きまして
 おもしろいなと思ったのは、多様な資源のイ
 メージという厚労省のつくった図です。対
 象者を取り巻くいろんな支援のネットワ
 ークがあるという図が描かれていましたが、
 私の報告のところで使いました自治体の業
 務分野と雇用促進のインターフェースの図
 がよく似ている。つまり、自治体をもつ多
 様な政策資源、児童保護や教育とか地域開
 発とかいろいろな政策資源と、その地域
 にある例えばまちづくりの団体とか、地域
 でもって例えば子育てに取り組むグルー
 プとか、あるいは何かボランティアをやって
 いらっしゃる方々の集まりとか、いろんな
 分野、ジャンルの人的な資源とかネットワ
 ークをつないでいく。先ほど横ぐしという表
 現をされましたけれども、横ぐしと縦ぐ
 しでもってネットワークをつくっていくとい
 うことが求められるかなというふうに思
 います。

駒宮さんが活動していらっしゃるのは、
 中間支援団体といたしまして、いろんな活
 動をしている団体をネットワークする機能
 ももっておられるわけですね。ドイツのケ
 ースもそうだったのですが、地域でもって
 ひきこもっている若者を引っ張り出して毎
 日付き添って職場に行かせるとか、ある
 いは若者のために新しい仕事を何か作り
 だすとかいうのを現場で担うのは、実は
 行政の人ではなくて地域のNPOとか自
 助団体などの団体なのです。

ドイツの場合、ソーシャルワーカーとい
 うのは要は机に座って、パソコンに向か
 ってその人のケアプランをつくるというの
 が

主な仕事です。しかし、そのパソコンのところには、どこそこのNPOがこんなことをやっている、どこその自助団体はこういう活動をしているというたくさん地域の資源のデータベースが入っているわけです。地域にあるいろんな資源を結びつけて、この人にはこういうプログラムをつくりましょうということをドイツではソーシャルワーカーがやっているわけです。

というように、地域にあるいろんな人材とか資源、ネットワークというものを役所がいかに詳しく知ってコーディネートするかという、そこの役割がすごく問われるかなと思ったしだいです。ありがとうございました。

駒宮 私は現場を常にどうしようかと考えている人間ですので、痛感するのは、これは基本的に行政主導でこれから行われようとしているのですが、行政だけではたぶん無理なのです。フォーマルな支援は当然やらなければいけないのですが、そこにインフォーマルな支援をどれだけ厚く加えていくか。それは地域しかできないのです。

もう一つは、この生活困窮者自立支援法のなかになかなかウイークポイントがございまして、多くの自治体は生活保護の担当の方が担当になられています。武田先生のお話にもあったのですが、そもそも自治体の労働費が0.5%から1%しかない。就労に関してのセクションが非常に脆弱なのです。生活困窮者自立支援法というのは、いろんな表現がありますけれども、一つの表現としては、福祉と雇用の間に巨大な落とし穴ができてしまって、そこに多くの若者が入り込んでしまったということですので、かなり複合的な政策をしなければいけない。

もう一ついえば、実は出口があまりないのです。出口というのは、中間就労という言葉もありましたし、あるいは就労準備支援というのがありますが、一般就労に就けない方々がたくさんいらっちゃって、そう

いう人たちが社会参加できる場をたくさんつくらなければいけないのですが、これはもう当たり前ですけれども地域以外に絶対にできないのです。ですから、地域がどういうふうにそういう出口を用意できるかが、この法律が悪法といわれなくするための唯一の手段ではないかなと思っております。

高木 先ほどコーディネーターの竹内先生のほうから、国がちゃんとやればいいのではないかというような話だったのですが、どちらかという私はそういう立場にいるわけです。駒宮さんのお話にもありましたように、深層の課題というところにどう対応していくかというのが、やはりNPOであったり地域にある団体の使命なのではないかというのは私も非常に共感できる話だと思います。

NPOの活動というのは、市民や住民の皆さんのご理解や共感というものがなければ活動自体が成り立っていかないというようなこともありまして、生活困窮者という問題に私たち一人ひとりが無関心であるという状況であれば、この問題は解決していかないだろうと考えております。この講演会などをきっかけに少しでも関心をもっただけのようなことになればいいなと思っております。

竹内 ありがとうございました。

非常に専門的なテーマで、分野に慣れていらっやらない方にはなかなか難しい内容だったのではないかと思います。せっかくですので、フロアから一つか二つという感じで質問、ご発言をお受けしようと思います。いかがでしょうか。

学生 ご講演ありがとうございました。

このなかには学生も交じっているのですが、今後、自分たちが社会へ出ていくにあたって、職種によってはこういった貧困と

いうものとかかわっていくことになること
もあると思いますので、駒宮さんに、これ
から社会に出ていく私たちに貧困という問
題とどう向き合っていてほしいかという
ことをお伺いしたいと思います。

竹内 非常に大きい質問ですが、駒宮さんお願
いします。

駒宮 定義からいうと、NPO職員というのは明
日をも知れない身なので、貧困になる可能
性があるということで、私も実は生活困窮
者なのです。生活困窮者がそういうことに
答えられるのかなと思っているのですが、
一つは、実は戦後50年ぐらいしかたってい
ないのですけれども、大多数の方がサラリー
マンなのです。初めてお会いするとき
たいがい名刺を渡すわけですが、名
刺が1枚の人が多すぎるのです。これからは
働き方を今までとはちょっと違う働き方
にして、複数の商売をもつ、複数の職をも
つということをやらないとたぶんうまくい
かないのではないかなと思います。

今何年生の方がわかりませんが、就活を
たくさんなさっていると思いますけれども、
もしどこにもなかったらぎふNPOセンター
へ来てください。

竹内 とりあえず一つ名刺が確保されるかもし
れないということのようでよかったです。

今日は比較的専門的なテーマだったので、
それをどう広げようか、今の格差社会とい
うか、中間層が非常に弱くなってきている
という状況をどう考えるかというような
ところもお話しいただきたかったのですが、
限られた時間のなかではとてもできません
でした。それから、実務的なことに携わっ
ていらっしゃる方、研究をされている方、
あるいは行政の関係の方にも参加してい
だいているということで、そういう内容に
もふれたかったのですが、それもかないま
せませんでした。

大変短い時間のセッティングで、登壇者
の皆さんにもご来場者の皆さんにも少し食
い足りないようなシンポジウムになってし
まって申しわけなかったのですが、以上で
シンポジウムを終えたいと思います。どう
もありがとうございました。